

預金口座振替規定(※ゆうちょ銀行を除く)

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり企業局から請求がない等相当の事由がある時は、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

口座振替をご利用いただける金融機関

三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行 福岡銀行
熊本銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 十八親和銀行
肥後銀行 西日本シティ銀行 北九州銀行 福岡中央銀行
佐賀共栄銀行 筑後信用金庫 九州労働金庫
福岡県信用組合 久留米市農協 大川信用金庫 三潁町農協
福岡大城農協 にじ農協 みい農協 ゆうちょ銀行